

法人所属イームズロボティクス製 UAV-E6150FA（無人航空機）
JU323659D902 の航空事故調査について
（経過報告）

令和 7 年 5 月 2 9 日
運輸安全委員会（航空部会）

運輸安全委員会は、令和 6 年 6 月 2 1 日、福島県南相馬市鹿島区において法人所属イームズロボティクス製 UAV-E6150FA、JU323659D902 が着陸した際、操縦者の意図に反して移動し、近くにいた補助者が負傷した航空事故について、令和 6 年 7 月から原因を究明するための調査を進めてきたところであるが、これまでの調査で得られた情報を基に、更に分析を進めるとともに、原因関係者からの意見聴取を行う必要がある。このため、本調査については、本航空事故が発生した日から 1 年以内に調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることから、運輸安全委員会設置法第 2 5 条第 4 項の規定に基づき、以下のとおり本調査の経過を報告する。

なお、本経過報告の内容については、今後、新たな情報の入手等により、修正されることがあり得る。

また、本調査は、本航空事故に関し、運輸安全委員会設置法及び国際民間航空条約第 1 3 附属書に従い、航空事故及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故等の防止及び被害の軽減に寄与することを目的として行うものであり、本航空事故の責任を問うために行うものではない。

1. 航空事故の概要

法人所属イームズロボティクス製 UAV-E6150FA、JU323659D902 は、令和 6 年 6 月 2 1 日（金）、福島県南相馬市鹿島区内で除草剤散布のための飛行後に着陸した際、操縦者の意図に反して移動し、補助者が、同機の回転中のプロペラに接触して負傷した。

2. 調査の概要

本件は発生日が 6 月 2 1 日であるが、7 月 1 日に負傷の程度等について確認されたため、同日、運輸安全委員会は、事故発生 of 通報を受け、本航空事故の調査を担当する主管調査官ほか 1 名の航空事故調査官を指名した。現時点までに関係者からの口述聴取、飛行記録の解析、気象に関する情報収集等を実施した。

3. 判明している主な事実情報

(1) 飛行の経過

同機は、令和6年6月21日05時33分ごろ、水田への除草剤散布のため、除草剤約10kgを搭載して離陸した。離陸後、同機は、自動散布モードで飛行していた。

05時38分ごろ、同機は、バッテリーの交換のため、水田脇のあぜ道に着陸した際、操縦者の意図に反してプロペラ回転数が上昇した。

操縦者は、プロペラ回転数を下げる操作を行っ

たが、回転数は下がらず、同機は意図せず左に傾斜し、左方向に移動した。その際、操縦者の近くに立ち、同機のバッテリー残量表示の監視を行っていた補助者は、回転中のプロペラに接触し負傷した。



図 事故機

(2) 死傷者

補助者1名 重傷（右示指・中指・環指・小指開放骨折及び左尺骨神経断裂）

(3) 航空機の損壊

プロペラアームの折損（No. 1、No. 6）、プロペラブレードの損傷（No. 5）、モーター内部コイルの焼損（No. 5）、左側スキッド前部の折損、右側スキッド取り付け部の折損、右側スキッドの脱落及びタブレットPCの損壊

(4) 気象

事故現場から南約7.9km付近に位置する浪江地域気象観測所の事故関連時間帯の観測値は、次のとおりであった。

05時40分 風向 静穏、風速 0.2m/s、最大瞬間風速 0.8m/s、気温 20.0℃、
降雨なし

4. 今後の調査

本航空事故の原因及び本航空事故に伴い発生した被害の原因の究明並びに事故の再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報を基に、飛行記録の詳細など更なる分析のほか、原因関係者からの意見聴取を行う必要がある。

当委員会は、これまでの調査、分析等によって得られた結果を踏まえて、引き続き本航空事故の原因等の調査を進める。